

平成29年第4回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成29年9月19日（火曜日）午前9時30分開議

- 第 1 陳情第 4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 第 2 陳情第 5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情
- 第 3 議案第57号 平成28年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第58号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第59号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第60号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第61号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第62号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第63号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第64号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第65号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 発委第 1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 第13 発委第 2号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書
- 第14 発議第 1号 道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書
- 第15 議員派遣の件
- 第16 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	高桑佳子	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	諸橋和史	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤佐由里
総務課長	河野照郎
町民課長	池田則男
保健福祉課長	権田孝夫
産業観光課長	大矢正人
建設課長	玉沖馨
教育課長	矢島則幸
町民課参事	山田栄
産業観光課参事	小崎一博
教育課参事	金泉嘉昭
教育課参事	権頭昇

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤理絵

◎開議の宣告

○議長（仙海直樹） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。よろしくご協力をお願いいたします。

◎陳情第4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

陳情第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情

○議長（仙海直樹） 日程第1、陳情第4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、日程第2、陳情第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情について、以上2件を一括議題いたします。

ただいま議題としました陳情2件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

9月11日の本会議において本委員会に付託されました陳情第4号、陳情第5号について、審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る9月12日午後1時30分より役場議員控室において委員全員が出席をし、委員会を開きました。その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

最初に、陳情第4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について報告します。

不安視する意見としては、1、本来自己責任として整備すべき山の所有者に対して税金が使われることになるのではないかと。

2、森林がある地域とない地域とでは不公平感があるのではないかと。

3、増税になることへの拒否感に加え、どのような徴収方法、また税金の活用がなされるかは現段階では不安があるなどの意見が出されました。

一方で、賛成意見としては、1、都市部で使用されている水は山間部の森林への降雨に頼っている。異常気象が懸念される今後において、どの地域でも森林の保全は大切なのではないかと。

2、地域によって整備保全の方向が違うが、地域の実情に応じて有効活用できる財源として必要なのではないかと。

3、面積の約70%が森林の中山間地である当町において、森林を保護整備していくことは重要であるなどが話し合われました。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情についてご報告いたします。

審査の中で、1、出雲崎町では、現在6名私立高校に在籍する生徒がおり、負担の軽減を考えるべきではないかと。

2、スポーツなど、特別の理由で私立高校へ進学している場合では、授業料のほかにも遠征費など高額の費用がかかっており、さらに保護者の負担は大きい。

3、これからは高校教育まで平等に授業料無償化を考えてもよいのではないかなど意見が出されました。

採決の結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（仙海直樹） これから委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、陳情第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、陳情第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に、陳情第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、陳情第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、陳情第4号を採決いたします。

陳情第4号に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号を採決します。

陳情第5号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第57号 平成28年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議案第57号 平成28年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第58号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第59号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第60号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第61号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第62号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第63号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第64号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第65号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案9件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、5番、高桑佳子議員。

○決算審査特別委員長（高桑佳子） 決算審査特別委員長報告を申し上げます。

9月11日の本会議において本委員会に付託されました議案第57号から議案第65号まで、議案9件について審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

審査は、9月13日午前9時30分から、町長以下、説明員全員の出席を求めて開催しました。

まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査いたしました。

審査に当たっては、決算書などに基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見書などを参考にして、予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの視点から、各般にわたり慎重に行いました。

以下、審査の過程で述べられた主な意見について報告いたします。

- 1、町、借地について、現状にあった借地料の見直しを求める。
- 2、小中学校入学祝金の支払い時期を早めて、入学準備金として保護者が有効活用できるよう、制度の見直しを求める。
- 3、CKD事業は効果が上がっており、さらなる慢性腎臓病対策事業の強化を求める。
- 4、ノーメディアデーの取り組みを再確認し、より効果的にするため、青少年夜間講座や出雲崎ッズ夜間講座のさらなる拡充や新しい施策の検討を求める。
- 5、良寛記念館の年間入館者数が1万人を切ろうとしているが、予定されている改修などのほかに、ガイドの養成や効果的な宣伝活動などをより積極的に進められるよう求める。
- 6、観光が当町の主要産業であることを踏まえ、当町の観光案内看板の改良、見直しを求める。

以上のような意見経過を踏まえ、採決した結果、議案第57号から議案第65号まで、議案9件について、これを認定すべきものと決しました。

以上、決算審査特別委員長報告といたします。

○議長（仙海直樹） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

初めに、議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第57号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第58号から議案第65号まで、議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第58号から議案第65号まで、議案8件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第58号から議案第65号まで、議案8件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎発委第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

○議長（仙海直樹） 日程第12、発委第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） ただいま議題となりました発委第1号について提案理由の説明を申し上げます。

地球温暖化対策について、我が国では温室効果ガスの削減目標が約束されていますが、その達成のためには、森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。しかしながら、木材価格の低迷や林業従事者の減少、高齢化など、森林保全に係る状況は厳しく、対策を講ずるには財源が大幅に不足しています。

このような中、政府は国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向けて地方公共団体の意見を踏まえながら総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示しました。

森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化のみならず、国土の保全や地方創生にもつながるものです。森林が町の面積の約70%を占める当町においても、その財源の強化は同様に必要と考え、意見書を提出するものです。

議員の皆様にはよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

○議長（仙海直樹） 日程第13、発委第2号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） ただいま議題となりました発委第2号について提案理由の説明を申し上げます。

私立高校は、就学支援金制度と県独自の学費軽減助成により、学費負担は一定に軽減されています。しかし、公立高校と比較すると、新潟県平均の初年度納付金の負担は19万円から45万円残ります。

また、私立高校の経常経費への助成が不十分であるため、新潟県では全教員に占める専任教員の割合が、公立高校の約8割に対して、私立高校は約6割と、2割も少ないのが現状です。

このような状況を是正し、私学教育の充実と、私学教育本来のよさを一層発揮するための教育条件の維持・向上を図るために、関係機関に特段の措置を講ずるよう意見書を提出するものです。

議員の皆様にはよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号 道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書

○議長（仙海直樹） 日程第14、発議第1号 道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番、加藤修三議員。

○6番（加藤修三） ただいま議題となりました発議第1号について提案理由の説明をいたします。

まず初めに、道路特定財源は、長年にわたり国の道路の整備状況に鑑み、自動車利用者の負担に

より、緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担ってきたものであります。平成20年5月に道路特定財源制度の廃止が閣議決定され、平成21年度より使途に制約がない一般財源化されています。

必要な道路整備は着実に整備する必要があるとして、平成20年度から平成29年度までの10年間、道路整備に係る国の負担割合もかさ上げされています。当町の場合、50%の補助率がこの10年間では65%の補助率で配分されています。

平成27年度から29年度の3カ年平均では、8,270万円の交付金が配分されていますが、今後補助率のかさ上げ措置が配置された場合、3カ年平均で6,360万円まで交付額が下がり、1,910万円の減額、率にして23.1%の減額が見込まれ、町財政負担の増加に直結します。

このため、道路整備事業に係る国費負担かさ上げ制度を引き続き継続を求め、地方の道路整備が遅延しないよう、地方自治法第99条の規定により、衆参議員議長、内閣総理大臣など国会政府に意見書を提出するものです。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（仙海直樹） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（仙海直樹） 日程第16、委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（仙海直樹） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第4回出雲崎町議会定例会を閉会いたします。

（午前 9時56分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 仙 海 直 樹

署名議員 高 桑 佳 子

署名議員 加 藤 修 三